

# 佐藤栄学園平成国際大学校友会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、佐藤栄学園平成国際大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を平成国際大学事務局内に置く。

### (目的)

第3条 本会は、母校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿・会報その他の発行等
- (2) 教育諸活動及び学生諸活動への支援
- (3) 大学記念事業に対する助成
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、平成国際大学卒業生及び同大学院修了者とする。

- 2 佐藤栄学園理事及び平成国際大学教職員（退職者を含む。）は、会員となることができる。

## 第2章 役員会及び顧問

### (役員会)

第6条 本会に役員会を置き、次の事項について審議する。

- (1) 事業に関する事項
  - (2) 会計に関する事項
  - (3) その他本会に運営に必要な事項
- 2 役員会は、毎年1回これを開く。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に、これを開くことができる。
  - 3 役員会構成員の過半数から開催の要求があったときは、会長は役員会を開催しなければならない。
  - 4 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
  - 5 役員会は、役員会構成員の過半数の出席によって成立する。
  - 6 役員会は、出席役員の過半数以上の賛成をもって議決する。ただし、賛否同数のときは議長が、これを決する。
  - 7 佐藤栄学園理事長及び平成国際大学学長は、役員会に出席し、意見を述べることができ

きる。

(役員)

第7条 委員会は、次の役員を持って構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5以上10名以内
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、第5条第1項に定める会員でなければならない。
- 3 理事及び監事は、総会がこれを選任する。選任の方法については、別に定める。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 会長及び副会長は、役員会の議決によって理事の中から選任する。
- 6 役員が任期途中で退任した場合、補充された役員の任期は退任した役員の残りの任期とする。

(任務)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 理事は、事業の企画運営を担当する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、役員会の議にもとづき、会長がこれを委嘱する。

(幹事)

第9条の2 会長は、会務の執行を補佐するため、会員の中から若干名の幹事を指名することができる。

### 第3章 総会

(総会)

第10条 本会に、総会を置く。

- 2 総会は、2年に1回、これを開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを開くことができる。
- 3 会員総数の100分の1の会員から、書面で要求があったときは、会長は開催するものとする。
- 4 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 5 総会は、第5条第1項に定める会員の内、総会に出席した会員の過半数をもって議決

する。ただし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

- 6 佐藤栄学園理事長及び平成国際大学学長は、総会に出席し、意見を述べるができる。

(総会の審議事項)

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則等の改正に関する事項
- (2) その他本会に関わる重要な事項

#### 第4章 会計

(会費)

第12条 第5条第1項に定める会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 納入の時期及び額については、別に定める。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入金をもって充て、経理事務は平成国際大学事務局に委任する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 附 則

- 1 この会則は、平成13年7月19日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員は、本会設立準備委員会の推薦する幹事のなかから、その互選によって選出する。その任期は、平成14年3月31日までとする。

附 則 (平成16年3月27日総会議決)

この会則は、平成16年3月27日から施行する。

附 則 (平成29年10月28日 総会議決)

- 1 この規程は、平成29年10月28日から施行する。
- 2 この会則施行前において役員であった者は、この会則施行後も任期の終了まで当該職務を継続するものとする。この場合において、会長及び副会長は理事から選任されたものとみなす。

附 則 (平成31年2月23日 総会議決)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。